

30 高土政第 1215 号

平成 31 年 3 月 20 日

土 木 部 各 課 長  
水産振興部漁港漁場課長 様  
土木部各出先機関長

土 木 部 長

土木部指名協議会設置要綱の一部改正について（通知）

このことについて、土木部指名協議会設置要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 高建管第 1136 号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

記

1 改正内容

土木部指名協議会が指名業者選定を協議する建設工事設計等委託業務の委託対象金額を改めたほか、必要な表記の変更を行いました。（要綱第 2 条）

2 施行日

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとする。

## 土木部指名協議会設置要綱

### (設置)

第1条 土木部の行う建設工事設計等委託業務の指名競争入札のうち、委託対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）2,500万円以上のものについて、その指名業者選定を公正なものとするため、土木部指名協議会（以下「協議会」という。）を置き協議する。

### (任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 委託対象金額2,500万円以上の建設工事設計等委託業務を指名競争で行う場合の指名業者選定(入札不調となり、同一案件について再度指名業者選定を行う場合を含む。)
  - (2) 前号の指名競争入札の不調により随意契約とする場合の見積合わせ対象者の選定（建設工事指名競争入札心得(平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知)第18条第2項第2号の場合に限る。)
- 2 土木部の入札実施機関は、協議会の協議を経なければ前項に定める指名業者選定又は見積合わせ対象業者を決定することができない。

### (委員)

第3条 協議会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 土木部長
  - (2) 委員 副部長、土木政策課長、事業所管課長、その他委員長が指名する者
- 2 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があったときは、副部長（総括）が委員長を務める。

### (会議)

第4条 委員長は協議会を招集し、議事進行を行う。

- 2 協議会は、委員の欠席があっても、委員長の判断により協議する。ただし、事業所管課長（代理人を含む。）の出席がなければ協議することができない。
- 3 事務局は、協議会の議事録を調製しなければならない。
- 4 前項の議事録には、委員長が署名しなければならない。

### (事務局)

第5条 協議会の事務局は土木政策課（契約担当）に置き、その事務を処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

土木部指名協議会設置要綱新旧対照表

新	旧
<p>第1条 土木部の行う建設工事設計等委託業務の指名競争入札のうち、<u>委託対象金額</u>（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）<u>2,500万円以上</u>のものについて、その指名業者選定を公正なものとするため、土木部指名協議会（以下「協議会」という。）を置き協議する。</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) <u>委託対象金額2,500万円以上</u>の建設工事設計等委託業務を指名競争で行う場合の指名業者選定（入札不調となり、同一案件について再度指名業者選定を行う場合を含む。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第5条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月12日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 土木部の行う建設工事設計等委託業務の指名競争入札のうち、<u>請負対象金額</u>（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）<u>2,000万円以上</u>のものについて、その指名業者選定を公正なものとするため、土木部指名協議会（以下「協議会」という。）を置き協議する。</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) <u>請負対象金額2,000万円以上</u>の建設工事設計等委託業務を指名競争で行う場合の指名業者選定（入札不調となり、同一案件について再度指名業者選定を行う場合を含む。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第5条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月12日から施行する。</p>